

会議録

会議の名称	令和８年度第２回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	令和８年６月２２日（月） 午後６時００分から午後７時００分まで
開催場所	イングビル３階 第三会議室
出席者	岩崎 哲二 委員長 小菅 真秀 副委員長 松山 将之 委員（オンライン出席） 増村 隼人 委員 [事務局] 山田 公一 産業振興課長 本庄 知央 産業振興課商工係長 根岸 昂平 産業振興課商工係主任 菊山 龍 産業振興課商工係主事
議 題	今後の融資あっせん制度のあり方について
会議資料の名称	資料１ 中東情勢等対策融資あっせん制度の検討について（案） 資料２ 融資制度比較表 別 紙 過去の緊急融資あっせん制度について
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	

(開会前に、各委員の紹介、事務局の紹介を行う。)

1 開会

委員長：

定足数に達しているため、 会議を開会する。
傍聴者の確認をする。

事務局：

1人いらっしゃいます。

委員長：

傍聴を許可したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

各委員：

異議なし。

委員長：

それでは傍聴者の入場を許可します。

委員長：

本日の会議資料について、事務局から確認をお願いします。

2 議題

今後の融資あっせん制度のあり方について

事務局：(資料1、2、別紙に基づき説明)

【資料1：中東情勢等対策融資あっせん制度の検討について(案)】及び【別紙：過去の緊急融資あっせん制度について】の説明をする。

令和8年5月29日に開催した第1回中小企業等資金融資検討委員会において、市の融資あっせん制度に関する多岐にわたる意見が挙げられた。また、中東情勢による資材不足や原材料高騰の影響を受けて、資金繰りが厳しい事業者が増加している現状について、貴重な意見を多数いただいた。これらの意見の概要については、資料1の上位に記載している。

今回、国の補正予算において重点支援地方交付金の追加が成立し、西東京市にも臨時交付金が交付される予定である。また、中東情勢の緊迫化に伴い対策強化を求める陳情が提出され、西東京商工会からも資金繰り支援に関する要望書が提出された。このような状況を受け、市長より事業者に対する早急な支援策を検討するよう指示があったため、緊急対応として第2回融資検討委員会を開催する運びとなった。事務局としては期間限定で、新たな融資あっせん制度の創設と、既存制度の枠拡充を検討している。

新たな融資あっせん制度に関する内容について説明。

借換資金融資あっせん制度の枠拡充に関する内容について説明。

【資料2：融資制度比較表】の説明をする。

現行の西東京市の融資制度及び新たな融資制度、東京都による中東情勢対策の融資制度、さらには国の中東情勢対策について比較した表を記載している。

西東京市の融資制度については、資料1で説明した内容と既存の融資制度を一覧形式にまとめたものである。

東京都については、「中東情勢対応クイックつなぎ」を創設し、一時的な資金需要に迅速に対応するとともに、期間限定で手厚い保証料補助を実施している。また、経営安定融資の枠拡充も行っている。

国については、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の金利引き下げを実施しており、加えて各機関に対する配慮要請を行うなどの対応を行っている。

委員長：

各委員から意見、質問を求める。

委員：

ゼロゼロ融資について、有効であったという意見もあるが、モラルハザードの問題などに注視が必要であると考え。個人的には今回の内容であれば、規模や件数で絞っているので過度なモラルハザードにつながることはないと考えている。

過去の物価高騰対策では据置期間が12月であったが、今回の融資あっせん制度の据置期間を6月にしたのはどのような意図があるのか。年度末の資金繰りピークに対しても配慮が必要であると考え。

事務局：

年末にかけての資金需要が高まるとみたため、緊急対策として年末をターゲットとした。12月であると立て直し期間としては長すぎると考える。

また、物価高騰時の12月据置は、コロナの返済開始期と重なっていたこともあり、事業者の負担軽減のため、特例的に長く設定していた。

委員：

過去の物価高騰対策に関しては、本来であれば据置期間6月が一般的であったが、コロナの返済が始まる頃の融資であったため、二重の負担がかかることを考慮し、12月の据置期間とした。

据置期間が長ければ長いほど、返済期間が短くなり毎月の返済金額が高くなってしまいうため、返済の負担感を考慮すると6月が妥当と考える。

委員：

8月1日から開始予定ということで、スピード感についても早急に対応策を検討している点は素晴らしいと思う。また、ゼロゼロ融資は、他自治体では融資限度額300万円が一般的であるが、西東京市は500万円であり、内容としても非常に良い。

利用条件の売上の減少の対比について、通常は3か月対比を見ることが多いが、それを2か月にすることで、幅広い方に使っていただけることを想定されていると考える。また、500万円では足りない方については、借換融資が利用可能である点も良い

取り組みだと考える。

事務局：

事前に委員よりいただいた意見をお伝えする。

中東情勢や物価高騰等により、中小企業の資金繰りは厳しい状況が続いているため、新たな緊急対策融資の創設には賛成する。

また、既存の借換資金融資あっせん制度についても、返済負担の軽減につながることから、融資限度額および保証料補助の上限引き上げは妥当と考える。

制度利用にあたっては、必要に応じて価格転嫁や収益改善に関する経営相談にもつなげていくことが望ましい。

新規融資案は、金融情勢の利上げ環境、事業者の業況低迷に対して事業継続に大変効果があると思う。取扱期間もつなぎ的捉え方となるが、資金繰りに切迫している事業所にとっては、この数か月が厳しい時期となることが予想されることを鑑みると適正と思う。

借換融資案について、融資限度額を引き上げることで一本化出来る対象融資を増やすことで、毎月の約定弁済軽減によりキャッシュフロー改善、内部留保が図れることで資金繰り安定につながる。新規借入と同等の効果があることも思慮できると思う。

以上より、起案の制度融資は、市内事業者の現状の資金繰り課題の解決策になると思う。

懸念されるのは、保証協会の利用枠が可能かどうか、経営破綻の単なる先延ばし融資にならないか、事業者にとって本当に必要な活きる融資であるかを事業者としっかり協議し対応することが必要。また、行政と金融機関で連携して事業者ニーズに可及的速やかに対応することを求められるのでスピード感をもって取り組むことが必要だと思う。これからの人口減少の社会において量ではなく、質を高め事業継続する仕組みづくりの支援の必要性も課題として予想される。

委員：

利用条件について、売上の対比をする場合、今後の見込みを入れるケースもあるが、今回はそれを入れると対象となる事業者が多く出てくるから入れていないのか。

事務局：

対象の過度な拡大回避のため、期間内の実績に絞った。

委員：

商工会としても資金繰りの要望書を出した。

また、今回議論したご意見を委員会としての付帯意見として提出してもよいのか。

委員：

行政からの意見として、市長から速やかに制度化の対応を行うよう指示がある。ただ、予算もあり、議会の承認も得なければならないので事務局としては手続きを粛々

と進めていく。

また、年度内に振り返りをさせていただきたい。第3回の融資検討委員会で結果報告と検証を行いたいと思う。

委員長：

事務局より意見を求める。

事務局：

本日の会議の会議録について、後日、委員にメールで送付し、内容をご確認いただいた後、必要に応じて修正し公開の手続きを取りたいが異議はないか。

(異議なし)

委員長：

以上をもって、令和8年度第2回中小企業等資金融資検討委員会を閉会する。